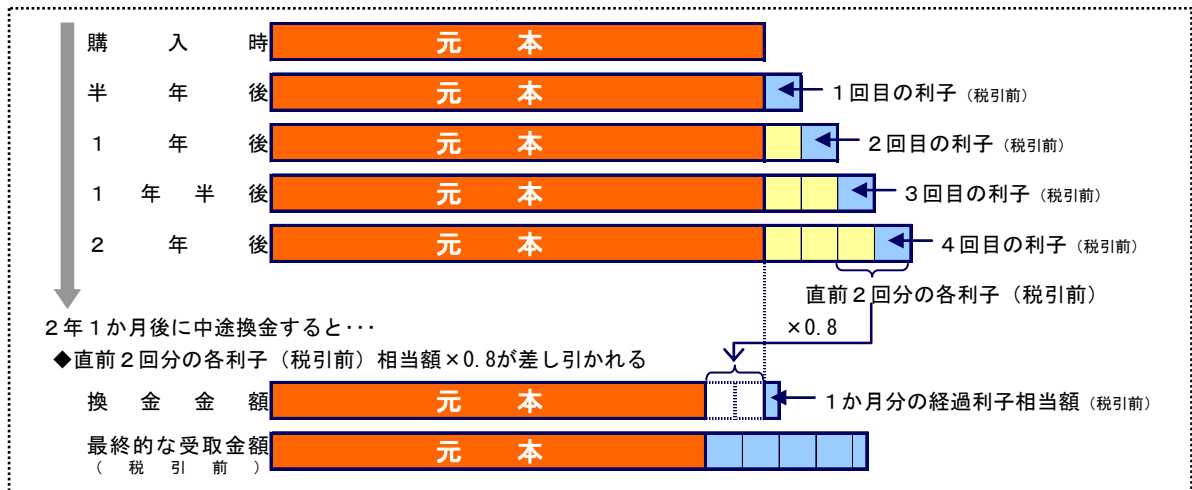


個人向け国債の商品性改善のお知らせ

平成24年4月16日（受渡日基準）から、個人向け国債（固定5年）の中途換金に関する商品性が改善され、変動10年と同様のお取扱いとなります。

	変更前 (現在)	変更後 (平成24年4月16日以降)
中途換金	発行から <u>2年経過(第4利子支払日)</u> 以降であれば、いつでも中途換金可能	発行から <u>1年経過(第2利子支払日)</u> 以降であれば、いつでも中途換金可能
中途換金時の換金金額	額面金額＋経過利子相当額－ <u>直前4回分</u> の各利子（税引前）相当額×0.8	額面金額＋経過利子相当額－ <u>直前2回分</u> の各利子（税引前）相当額×0.8

※中途換金のイメージ（今回の商品性改善後）



※ 平成24年4月発行より前に発行された個人向け国債（固定5年）についても同様のお取扱いとなります。

※ 平成23年12月以降、発行される個人向け国債は「個人向け復興国債」となっております。